

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第二十八号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「加算する」を「加算し、二十一を超える場合は二十一とする」に改める。

第十一条第二項中「除き」の下に「、四週間を超えない期間につき」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項（第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「前項の」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第五項とする。

第十二条第一項中「掲げる者」の下に「のうち、基準日における勤務時間が、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分以上と定められた者」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「除き」の下に「、四週間を超えない期間につき」を加え、「以上で」を「以上と」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 任期の定めが六月以上である者

第十二条第二項を削る。

第十六条第二項中「第十一条第二項」の下に「（第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第十七条第一号中「除き」の下に「、四週間を超えない期間につき」を加える。

第二十条の次に次の一条を加える。

（勤務時間に変動がある者に関する特例）

第二十一条 勤務時間に変動があること等により、四週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間を算定し難い者に対する第十一条第二項及び第四項第一号、第十二条並びに第十七条第一号の規定の適用については、第十一条第二項、第十二条及び第十七条第一号中「勤務時間が、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分以上と定められた」とあるのは「任用期間において定められた

勤務時間の合計時間数を当該任用期間の週数で除して得た時間数が十五時間三十分以上である」と、第十一条第四項第一号中「四週間を超えない期間につき定められた一週間当たりの勤務時間の時間数」とあるのは「任用期間において定められた勤務時間の合計時間数を当該任用期間の週数で除して得た時間数（当該数値に小数点以下第二位未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた数）」とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。